

## 合志市生涯学習人材バンク設置運営要綱

令和3年8月5日

合志市教育委員会告示第11号

(設置)

第1条 主催講座等での学びを指導者として発揮したい者や各分野で活躍している豊富な知識、技能、技術等を有する人材を幅広く発掘し、その情報を提供することにより、市民がお互いに学びあう生涯学習活動（以下「活動」という。）を支援し、豊かな地域社会をつくるため、合志市生涯学習人材バンク（以下「人材バンク」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 人材バンクの所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 人材の登録、更新及び取消しに関すること。
- (2) 人材の活用及び情報提供に関すること。
- (3) その他人材バンクの目的の達成に必要な事項

(登録の対象者)

第3条 人材バンクに登録できる者は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 活動に理解と熱意があり、市民の活動を支援できる個人又は団体
- (2) 市の発展に積極的に役立てようとする意欲のある個人又は団体

(登録)

第4条 人材バンクに登録を希望する者は、登録申込書（様式第1号。以下「登録申込書」という。）を教育長へ提出するものとする。

2 教育長は、前項の規定により申込があった場合は、内容を確認の上、指導者として適当と認めるときは、合志市生涯学習人材バンク登録者台帳（様式第2号。以下「登録者台帳」という。）に登録するものとする。

(登録者台帳の公表)

第5条 登録者台帳は、原則として公表するものとする。

(登録の更新)

第6条 登録者は、原則として2年に1回、更新手続を行うものとする。定められた更新期間中に、登録者が登録更新の手続をしないとき、また登録更新を希望しないときは、登録期間の満了日をもって登録を終了するものとする。

(登録内容の変更)

第7条 登録者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに届け出るものとする。

(登録の取消し)

第8条 教育長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 登録者から申出があったとき。

- (2) 人材バンクを利用して政治、宗教又は営利を目的とした活動を行ったとき。
- (3) 社会的信用を失墜させる行為をしたとき。
- (4) その他登録者として不適格と認められたとき。

(利用者の範囲)

第9条 人材バンクの利用者（以下「利用者」という。）は、合志市内在住者とする。

(利用の方法)

第10条 利用者は、登録者台帳から希望する登録者について利用申込書（様式第3号）を教育長へ提出するものとする。

- 2 教育長は、前項の規定により申込があったときは、当該登録者に確認の上、利用者を紹介するものとする。

(登録者への依頼及び謝礼等)

第11条 利用者は、活動の利用に伴う連絡、打合せ及び交渉等については、自主的に行うこととする。

- 2 活動に伴う謝金、交通費、教材費、資料代及び傷害の危険が予想される場合の傷害保険等その他の必要な費用については、登録者と利用者とは協議し定めるものとする。

(報告)

第12条 登録者は、活動を行ったときは、指定の期日までに所定の活動報告書（様式第4号）を教育長に提出するものとする。

(事務局)

第13条 人材バンクの庶務を処理するため、生涯学習課に事務局を置く。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、人材バンクに関し必要な事項は、教育長が別に定める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行する。